

【試験講評】2018年版

・通関業法

比較的オーソドックスな出題だったといえる。しっかりと基礎を押さえていた方にとっては、6割以上の正解は難しくなかった。

・関税法等

語群選択式（定義・納税義務・修正申告、更正の請求及び決定・輸入通関・加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）は、頻出論点であり、確実に点数を積み上げておきたい出題である。第6問以降については、複数選択式及び択一式について、例年どおりの出題と、新たな視点からの選択肢もあり、戸惑う問題として、オーストラリア協定や輸出通関などが挙げられる。

・通関実務

（輸出）いたってシンプルな出題だった。別冊品目表からしっかり分類することができれば、ここは得点源となっただろう。

（輸入）繊維製品の分類で、類注の規定に注意し分類しなければ、誤った選択をしてしまう可能性もあった。課税価格の計算は、記述6～8を正確に反映し、計算することが求められた。

（第3問以降）複数選択式及び択一式については、近年とは違う傾向の規定から出題があり、難易度も高めであったと感じられる。経済連携協定に基づく原産品や特惠受益国原産品、関税率表の所属の決定に関する問題などは、難易度も上がり、過去問題を土台にしっかりとした演習が重要であった。課税価格の計算問題は、過去問題を押さえておけば正解が導き出せる、基本的な問題であった。

・総括

「通関業法」「関税法等」は、一部難しい問題もあったが、例年通りの出題傾向であった。過去問題を通し熟知できていれば、十分に合格点がとれるといえる。

「通関実務」に関しては、特に複数選択式、択一式において、近年の傾向以上に難しいレベルの問題であった。申告書問題や計算式で得点をとれたかが、重要といえる。